～50年前からあなたのとなりに～

センター定期便
Vol.42

11月

堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号　（相談）072-221-7146

リースバックの契約は慎重に！

自宅の売却契約は
クーリング・オフ
できません！





事例

自宅に「リースバック」を案内したいと不動産業者が来訪した。「1,200万円で自宅売却後、家賃を支払いそのまま住む契約」について長時間しつこく勧誘され、契約してしまったが、親族から「売却価格が安い。」と言われ解約を伝えると手付金50万円の返金と違約金50万円を請求された。

＜気を付けるポイント＞

- ☑ 自宅を売却するつもりがない場合は、不動産業者から連絡があっても安易に訪問を許さず、きっぱりと断りましょう。
- ☑ 契約を検討する場合は、売却価格について複数事業者に意見を聞きましょう。
- ☑ リースバックの契約後、住み続ける間の家賃を支払うことができるのか、また、退去を求められた場合に住む場所を確保できるのかなどについて検討しましょう。
- ☑ 不動産業者に自宅を売却する場合、**クーリング・オフができません。**契約解除には、手付金の返金以外に高額な違約金が発生する場合があります。慎重に判断しましょう。

困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが 堺市立 消費生活センター

(旧ツイッター)やってます！
フォローしてね！

住所　堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階（堺東駅前スグ）
電話　（相談）０７２－２２１－７１４６　（事務）０７２－２２１－７９０８
FAX　０７２－２２１－２７９６